



守学第 248 号
令和 3 年 6 月 10 日

守口市立学校長 様

守口市教育委員会教育長

いじめの重大事態の再発防止について

平素は、いじめ防止等において、法に基づいた積極的ないじめ認知、各校の学校いじめ防止基本方針に基づいた未然防止、早期対応等の取組みによりご対応いただいていることと存じます。

令和元年度に本市立学校で生じた重大ないじめ事案について、令和 2 年 6 月 1 日に教育委員会より守口市立学校いじめ防止対策等審議会に諮問し、令和 3 年 5 月 19 日に同審議会より答申がありましたことを受け、教育委員会としましては、別紙のとおり取り組んでまいります。

つきましては、貴校におかれましても本答申の提言を踏まえ、いじめの重大事態の再発防止に万全を期すようお願いいたします。

なお、各校の「学校いじめ防止基本方針」がより実効性のあるものとなるよう、下記の点について更新いただき、8 月 25 日までにご提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒やその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることから、学校いじめ防止基本方針を児童生徒や保護者へ周知する時期について年間計画に定めること。
- 2 児童生徒が帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、「まずは被害児童生徒やその保護者に対し、聴き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果報告に当たっては被害児童生徒やその保護者の意向を尊重する」 ことについて定めること。
- 3 教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応とするため、「いじめに関するアンケートは複数の教職員（専門家を含めることが望ましい）で確認した上で学校いじめ対策組織において情報を集約した後に全教職員で共有する」 ことについて定めること。
- 4 対応の目的や、その都度の状況、いじめられた児童生徒やその保護者の求めに応じた対応方針等を記録し保存することは、「事案関係者等への説明責任を果たす」「第三者の検証資料に資する」ためだけでなく、「校内で関係児童生徒への指導や支援の方法を判断するための基礎資料」「外部の専門家や関係機関と連携する際の協議資料」となることから、学校いじめ対策組織に記録係を位置づける こと。
- 5 専門家の助言を得ることは、学校対応に客観性を持たせることにつながり、効果的ないじめ問題の解決に資することが期待できることから、SC や SSW を学校いじめ対策組織に位置付ける こと。
- 6 いじめられた児童生徒やその保護者が安心して、いじめの事実を訴え、自分の気持ちを話すことができるよう、学校いじめ防止基本方針に、学校以外のいじめ相談窓口（別添参照）に関する情報を記載する こと。
- 7 教職員が日常の教育活動を通じて、一人一人の児童生徒に対し深い児童生徒理解に努めてこそ、学校いじめ防止基本方針に則った対応が効果を発揮することから、年間計画に「児童生徒理解」や「人権教育」をテーマとした教職員研修を設定する こと。